

昭和40年12月
婦人関係業務資料第23号

「家族法上の妻の地位に関する意見書」

参 考 資 料

労働省婦人少年局

この資料は、婦人少児問題審議会が家族法上の妻の地位について
研究審議する過程で用いた資料のなかで、とくに参考になると見ら
れるものを事務局がとりまとめたものである。

昭和40年12月

労働省 婦人少児局

目 次

I 統計資料	1
1 婚姻関係	1
2 離婚関係	3
3 平均寿命	5
II 協議離婚についての調査	6
1 調査の概要	6
2 調査結果の概要	7
3 統計表	13
III 民法(家族法)のうち妻の地位に係る条文	19
IV 夫婦間の贈与について	20
1 贈与税についての法津(抜す)	20
2 夫婦間贈与についての税制調査会の意向(新聞情報による)	21
V 「国連」関係資料	23
1 婚姻の同意、最低耳令および登録に関する条約	23
2 夫婦財産制に関する決議	23
3 私法上の婦人の地位に関する決議	24
4 家族法上の婦人の地位に関するアジア地域国連セミナーにおける討議の結論	25

I 統計資料

1. 婚姻関係

第1表 婚姻件数及率の推移

年	数	率(人口1,000対)
明治33年	347千	7.9
43	441	9.0
大正9	546	9.8
昭和5	507	7.8
15	667	9.3
22	934	12.0
25	715	8.6
30	715	8.0
35	866	9.3
38	938	9.7
39※	963	9.9

資料出所 厚生省「人口動態統計」

※は概数

第2表 諸外国の婚姻率(人口1,000人対)

年	日本	アメリカ	フランス	西ドイツ	イタリア	スウェーデン	オランダ シエールズ	オーストラリア
大正9~13	9.1	10.9	11.0	—	9.4	6.5	8.3	8.4
昭和5~9	7.6	8.9	7.7	—	7.0	7.1	7.9	6.8
15	9.3	12.1	4.4	—	7.1	9.3	11.2	11.1
22	12.0	13.9	10.5	10.4	9.6	8.8	9.3	10.1
25	8.6	11.0	7.9	10.8	7.7	7.7	8.2	9.2
30	8.0	9.3	7.2	8.8	7.6	7.2	8.1	7.8
35	9.3	8.5	7.0	9.4	7.9	6.6	7.5	7.3
38	9.7	8.7	7.1	8.8	8.4	6.9	—	7.4

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」

第3表 平均初婚年令

年	夫	妻	年令差
昭和 10	27.8	23.8	4.0
22	26.1	22.9	3.2
25	25.9	23.0	2.9
30	26.6	23.8	2.8
35	27.2	24.4	2.8
38	27.3	24.5	2.8

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」

(注) 挙式時の年令による。

第4表 挙式から届出までの期間別婚姻件数 (%)

期 間	昭和 25年	30年	35年	38年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
1年未満	73.5	80.8	85.7	89.7
1月～翌月中	25.4	37.1	42.7	48.7
2月目～11月目	48.1	43.7	43.0	41.0
1年以上～2年未満	17.6	12.3	8.9	6.1
2 ～ 3	3.6	2.6	1.9	1.4
3 ～ 5	1.9	1.6	0.9	0.8
5 ～ 10	1.7	1.4	2.5	2.0
10年以上	1.6	1.3		
不詳	0.1	—	—	—

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」

(2)

2 離婚関係

第5表 離婚件数及び率の推移

年	数	率 (人口1,000対)
明治 33年	64千	1.46
43	59	1.21
大正 9	56	0.99
昭和 5	51	0.80
15	49	0.68
22	80	1.02
25	84	1.01
30	75	0.84
35	69	0.74
38	70	0.73
39 *	72	0.74

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」

*は概数

第6表 諸外国の離婚率 (人口1,000対)

年	日本	アメリカ	フランス	西ドイツ	スウェーデン	イングランド・ウェールズ	オーストラリア
昭和 10年	0.70	1.71	0.51	—	0.44	0.10	0.36
15	0.68	2.00	0.28	—	0.55	0.18	0.46
22	1.02	3.37	1.41	1.71	1.04	1.36	1.15
25	1.01	2.55	0.85	1.57	1.14	0.69	0.90
30	0.84	2.30	0.67	0.85	1.21	0.59	0.73
35	0.74	2.18	0.61	0.83	1.20	0.51	0.65
38	0.73	—	—	—	—	—	0.68
39	0.74	—	—	—	—	—	—

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」

*暫定数

(3)

第7表 同居をやめてから届出までの期間別離婚件数 (%)

期 間	昭和25年	30年	35年	38年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
1年未満	77.7	71.6	69.4	69.7
同月中	19.7	18.5	17.5	17.9
至 月	18.5	16.1	15.6	15.4
2~11月	40.0	37.0	36.5	36.4
1年以上2年未満	10.1	11.3	11.1	11.1
2 ~ 5	6.7	11.3	9.7	9.9
5 ~ 10	3.6	5.9	9.8	9.4
10年以上	1.2			
不 詳	0.7	—	—	—

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」

第8表 種類別離婚件数 (%)

年	総数	協議離婚	調停離婚	審判離婚	判決離婚
昭和25年	100.0	95.5	3.9	0.0	0.5
30	100.0	92.8	6.4	0.0	0.8
35	100.0	91.2	7.8	0.1	0.9
38	100.0	90.9	7.9	0.1	1.1

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」

3. 平均 寿 命

第9表 平均寿命の推移

年 次	男	女
明治24~31年	42.8才	41.3才
大正10~14	42.06	43.20
昭和10~11	46.92	49.63
20	53.9	57.5
25	58.0	61.5
30	63.60	67.75
35	65.37	70.26
39	67.67	72.87

資料出所 厚生省統計調査部「簡易生命表」

第10表 諸外国の平均寿命

国 名	年 次	男	女
スエーデン	1961	71.56才	75.35才
オランダ	1956~60	71.4	74.8
ス イ ス	1959~61	69.5	74.8
アメリカ(白人)	1962	67.6	74.4
イギリス	1960~62	68.0	74.0
フランス	1962	67.29	74.14
日 本	1964	67.67	72.87
東 ド イ ツ	1960~61	67.31	72.18
西 ド イ ツ	1959~60	66.69	71.94
ソ 連	1960~61	65	73
イタリア	1954~57	65.75	70.02
ポーランド	1960~61	64.8	70.5
イ ン ド	1957~58	45.23	46.57

資料出所 国連統計(官報資料版 No. 386)

— 40.9.8 —

Ⅱ 協議離婚についての調査

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

わが国における離婚は、その大部分が法的には協議離婚として行なわれているのであるが、この協議離婚が婦人にとって不利な制度ではないかという点が、かねて、法律関係者の間で注目され、法制度委員会においても、とくに、手続上の技術的な面を中心として、この制度の可否が問題とされている。

婦人少年局では婦人の地位向上の見地からこの問題を取りあげ、とりあえず、協議離婚を行なった婦人について実態を把握するため、調査を行なったものである。

(2) 調査の時期

昭和35年7月

(3) 調査方法

面接法

(4) 調査対象

昭和33年6月1日から同年12月末日までの間に全国で協議離婚した婦人の中から抽出した1940名（当初、抽出した数は2800名であるが、市町村役場に現住所確認を行なった結果、再婚あるいは行方不明などの理由で860名が除外された）について調査を行なった。このうち、908名は不能果として集計から除外され、1032名について集計が行なわれた。908名の不能果のうちには、行方不明（35%）、再婚（28%）が非常に多いが、一方、方便離婚も5%ある。方便離婚とは、離婚の事実がなく、生活上の方便として、手続上のみ擬制的に離婚しているものである。

また、集計を行なった1032名の地域別分布を、結婚生活を営んでいた最後の住所に従って区・市・郡部別にみると、区部15%、市部37%、郡部28%である。参考までに

(5)

これを、全国離婚件数の地域別分布とくらべると、本調査の対象者はやや都市部に多い傾向がみられる。

2. 調査結果の概要

(1) 離婚前の状況

(イ) 本人の年令

調査対象者の離婚時の年令は20～39才のものが圧倒的に多く、全体の8割を占めている。

(ロ) 本人の職業

離婚前の職業をもっていたものの率は全国の有配偶女子の有業率よりもかなり高い。調査対象者中、職業をもっていたものの61%、もっていなかったものの39%で、職業をもっていたもののうち、最も多いのは雇用者（23%）である。

(ハ) 婚姻継続期間

婚姻継続期間（結婚式をあげた日から別居までの期間）は1年以上5年未満のものが最も割合が高い。

(ニ) 家族型態

離婚前の家族型態をみると、夫婦だけ、あるいは夫婦と子どもといった、いわゆる近代型の家族型態が最も多く、全体の8割を占めている。

(ホ) 子ども

離婚当時、子どものあったものは全体の2/3、そのうち子供の数が1人あるいは2人のものが大部分を占めている。

(2) 離婚における本人の意志

(イ) 離婚理由

「経済問題」、「性格相違」、「夫の不貞」が多い。

○離婚の主な理由として「経済問題」をあげたものが最も多く（38%）、次に「夫と性格が合わなかった」（35%）、「夫に愛人ができた」（29%）ことを理由とするものが多くはつているが、「夫の親や兄弟と折り合いが

(7)

悪かった」(13%)、「夫の家の家風に合わなかった」(9%)のように夫以外の家族関係の不調が原因となって離婚している場合も少なくない。

○因みに昭和33年中に家庭裁判所で取扱った離婚申立についての申立原因と今回の調査とはやや異なる様相を呈している。ことに、今回の調査では、「妻に愛人ができた」ことを理由とするものが非常に低い比率となっており、これは、この調査が離婚届提出の約2年後に実施されたこと、不能案中の再婚者の割合が高いことからみて、自分に「愛人ができた」ことを理由として離婚したものの多くは、この調査が行なわれた時までには再婚してしまつて、調査にはあらわれて来なかったためと思われる。

(ロ) 離婚の話をはじめに言い出した人

本人から離婚の話を言い出した場合が過半数である。

○「本人」と答えたものが過半数(60%)を占め、次に「夫」が多く(29%)、他に「親類」や「同居家族」がある。

○言い出した人を離婚理由別にみると、「夫と性格が合わなかった」、「経済問題」、「妻に愛人ができた」等による離婚は本人が言い出した割合が多く、夫がはじめに言い出した場合は、「夫に愛人ができた」、「妻に愛人ができた」、「妻の病気」等によるものが比較的多い。「夫の親や兄弟と折合いが悪かった」、「夫の家の家風に合わなかった」、「妻の病気」等の理由による離婚が同居家族や夫の親類から言い出されている割合の多いのも特徴的である。

(ハ) 離婚についての話しあい

当事者同士の話しあいで離婚をきめたものが過半数である。

○誰と誰との話しあいで離婚がきまったかをみると、当事者である「本人と夫」が59%を占めているが、本人を

交えず当事者の親同士の話しあいできまつたもの(14%)や、本人の親と夫(11%)や、夫の一方的処置による場合もある。

(ニ) 離婚に対する承諾

離婚について承諾していなかったものは約1割である。

○離婚届が出されたとき、本人が離婚することをはっきり承諾していたかどうかについては、離婚の話を本人が言い出した60%を除き、残りの40%のうち、27%がはっきり承諾していたと答え、はっきりとは承諾していなかったものを含めて全体の約1割が、離婚について承諾していなかったと答えでいる。

(ホ) 離婚届の記名・捺印

離婚届に自分で記名・捺印しなかったものがかなりある。

○離婚届に自分で署名したもの62%、しなかったもの38%、捺印を自分でしたもの66%、しなかったもの34%である。

(ヘ) 届出の事実についての認識

いつ離婚の届出が行なわれたか知らないものが、ごくわずかではあるが存在する。

○大部分(93%)は届出を行なった期日を知っていたが、4%は届を出すことは知っていたがいつ出したか知らないに答え、また、離婚届を出すことも知らず、出した時期も知らなかったものが3%あった。

○離婚届が出されたのを知らなかったものの中には、夫が愛人をつくり、妻と別居中に一方的に離婚届を出してしまつた例が多いが、その事実を知つたあとで妻の側では家庭裁判所などの他公的機関を利用していない。

(3) 離婚の条件(財産分け、慰謝料、子どもの措置等について)

(イ) 離婚条件のとりきめの有無、内容および方法

とりきめをしないものが多く、とりきめをしても口約束が

大部分である。

○離婚に際し、財産分けや慰謝料、子どもの措置等について矢張りとりまめをしなかったものが過半数(57%)を占め、とりまめをしたものは41%である。

○とりまめの内容としては「子どもの措置について」が最も多く、とりまめをしたものの過半数を占めている。このほか、「財産分けや慰謝料について」、「離婚後の生活費について」、「離婚後の住居について」等のとりまめが行なわれているが、とりまめを審面にしたものは29%にすぎず、大部分は口約束のとりまめである。また、とりまめをしたもののうち証人を立てたものは49%で、立てなかったものが46%ある。

(四) とりまめに対する当事者の態度

全般的にみれば、とりまめは守られている場合が多いが、全守られなかったというものが多少ある。

○「財産分けや慰謝料について」のとりまめや、「子どもの措置について」のとりまめは比較的守られ(67%)、「離婚後の住居について」も過半数は守られているが、「離婚後の生活費について」のとりまめが守られた割合(36%)は低い。

(五) 分与を受けたものの種類と内訳

分与を受けていないものも多く、また、受けても10万円未満の低い金額のものが多い。

○離婚に際して、本人が夫の側からまとまったお金や財産の一部を分けてもらったものはわずか18%で大部分(73%)のものは何も分けてもらっていない。分けてもらったもののうち大部分はお金で、その過半数は10万円未満である。なお、昭和33年中に家庭裁判所で取扱った離婚申立事件のうち、調停によって財産分与、慰謝料決定をみたものは63%で、本調査に比較するととりまめをし

たものの率が高い。金額は10万円以下のものが多く約2/3で、20万円を超えるものは20%である。

(六) 子どもの措置

子どもは本人が養っているものが多い。

○離婚当時、親権者を決定すべき未成年の子どものあったものは61%であるが、親権者となったのは妻の方がやや多い。また、未成年の子どもの60%は母親(実際の監護者)と暮らしており、父親と暮らしている子供は24%である。

○父母以外のものと暮らしている子どもの養育費は、本人(母親)が負担する場合28%、預っている人26%で、夫が負担する場合は6%にすぎない。

(七) 離婚後の生活

(イ) 同居家族

離婚後は自分の親兄弟と同居していることが多い。

○離婚後は本人の親兄弟などと共に暮らしている複合世帯が多いが(60%)、実家等に入らずに本人だけ、または本人と子どもだけで暮らしているものも、それぞれ19%ある。

(ロ) 就業状況

就業しているものが多いが、収入は1万円以下が過半数である。

○調査対象者のうち仕事をもっているものが84%、仕事をもちっていないもの16%であるが、仕事をもちっているもののうち半数以上は雇用者として働いている。

(ハ) 生活費

自己の勤労収入によるものが多い。

○生活費の主な入手源は、自己の勤労収入によるもの70%、親類の援助24%、前夫からの仕送り3%となっている。生活保護を受けているものは6%である。

(5) 協議離婚手続についての意見

よいことだと答えたものと、よくないことだと答えたものとは殆んど同数であるが、よくないことだと答えたものがわずかに上まわっている。

○地域別にみると、区部ではよいことだと答えたものがわずかに上まわっているが、市部、郡部では逆に、よくないことだと答えたものが多い。

○離婚の話を言い出した人別では、「本人」または「本人の親類」が言い出した場合にはよいことだと答えたものがより多いが、「夫」、「同居家族」、「夫の親類」などが言い出した場合はよくないことだと答えたものの割合が多く、とくに、離婚について全然承諾していなかった場合は、よくないことだと答えたものが大部分（76%）である。

○全体的にみて、よいことだという理由には、「便利」、「自由意志尊重のため」、「早く自由の身になれる」などが多く、よくないことだという理由には「簡単すぎる」、「女性には不利」、「裁判を通じて公正な判断を望む」、「知らないうちに出される郵便がある」などが多い。

3. 統計表

第1表 離婚届を出した時を知っているか

地 域	総 数		出した時を知っている	いつ出したか知らない(1)	届の出ていることを知らない(2)
	実 数	%			
総 数	1,032	100	93%	4%	3%
区 部	153	100	80	5	5
市 部	591	100	92	5	3
郡 部	288	100	94	3	3

資料出所 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」（35年7月）

(注)(1) 届を出すことは知っていたが、届をいつ出したか知らないもの。

(2) 届を出すこと、及び出ていることを知らなかったが、後で何らかのいきさつで知ったもの。調査員が行くまで届の出ていることを知らなかったものノ%を含む。

第2表 離婚の話をはじめに言い出した人

地 域	総 数	本人	夫	同居家族	本人の親類	夫の親類	その他
総 数	100%	60%	29%	4%	9%	5%	3%
区 部	100	61	27	3	8	6	6
市 部	100	63	27	3	9	5	3
郡 部	100	54	33	5	8	6	1

資料出所 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」（35年7月）

(注) 回答が重複しているものがあるため各欄の合計は100%を上回る。

第3表 誰と誰の話し合いで離婚がきまったか

地域	総数	本人と夫	本人の親と夫の親	本人の親と夫	仲人
総数	100%	58%	14%	11%	5%
区部	100	68	14	9	3
市部	100	59	12	10	5
郡部	100	51	17	12	4
地域	本人と夫の親	本人と夫の兄弟	夫の一方的	その他	
総数	2%	1%	2%	23%	
区部	2	1	1	14	
市部	1	1	1	25	
郡部	1	0	2	24	

資料出所 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」(昭35年7月)

(注) 内訳が重複しているので各欄の合計はそれぞれ100%をとまわる。

第4表 離婚に対する承諾の仕方

地域	総数	本人から離婚を申し出たもの	離婚を本人以外から申し出したもの			
			計	はっきり承諾していた	はっきりとは承諾してはいなかった	全然承諾してはいなかった
総数	100%	60%	40%	29%	4%	3%
区部	100	61	39	28	5	3
市部	100	63	37	28	3	2
郡部	100	54	46	33	6	3

資料出所 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」(昭35年7月)

第5表 離婚条件のとりまめの有無と内容

子の数	総数	とりまめをしめた		
		計	財産分与や慰謝料について	離婚後の生活費について
総数	100%	41%	15%	5%
なし	100	27	18	4
1人	100	48	17	3
2人	100	49	9	9
3人以上	100	46	14	5
子の数		とりまめをしめた		
		離婚後の住居について	子の措置について	その他
総数	4%	25%	4%	59%
なし	2	2	6	73
1人	4	36	3	52
2人	5	39	3	51
3人以上	8	35	4	54

資料出所 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」(昭35年7月)

(注) 「とりまめ」の内容が重複しているものがあるので、各欄の合計は「計」ととまわる。

第6表 離婚に際してとりまめは行われたか

とりまめの内容	とりまめをしたもの	行われた	行われなかった	全行われなかった	その他
総数	100%	62%	14%	16%	3%
財産分与や慰謝料	100	67	17	12	4
離婚後の生活費	100	36	20	30	14
離婚後の住居	100	57	24	10	9
子供の措置	100	63	14	17	6
その他	100	49	17	15	19

資料出所 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」(昭35年7月)

第7表 財産分与の有無と内容

地 域	総 数	わけてもらった			
		計	お 金	家 屋	田 畑
総 数	100%	18%	14%	2%	1%
区 部	100	24	17	4	—
市 部	100	16	13	2	1
郡 部	100	20	16	2	2

地 域	わけてもらった			何も分けてもらわない	その他
	土 地	家 財	その他		
総 数	1%	1%	1%	73%	9%
区 部	1	1	1	66	10
市 部	1	1	1	75	9
郡 部	1	1	0	71	9

資料出所 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」(昭35年7月)

(注) わけてもらったものの内容が重複しているのものでその合計は「計」を上まわる。

第8表 離婚後の家族形態

地域	総数	単独世帯	本人と子供のみの世帯	複合家族世帯
総数	100%	19%	19%	62%
区部	100	18	18	64
市部	100	20	22	58
郡部	100	19	13	68

資料出所 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」

第9表 離婚後の生活費の入手源

仕事の有無	総数		自己の勤労収入	子どもの勤労収入	貯蓄	親類の援助	前天からの仕送り	生活保護	その他
	実数	%							
総数	1032	100	70%	7%	2%	24%	3%	6%	18%
計	870	100	82	6	2	20	3	5	15
仕事をもっている	137	100	85	10	2	15	2	3	11
家族従業員	80	100	34	8	1	45	—	—	33
内職	558	100	91	5	1	14	3	4	13
仕事をしていない	95	100	46	7	3	39	6	13	20
仕事をしていない	162	100	5	8	7	46	4	12	31

資料出所 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」(昭35年7月)

(注) 入手源が重複するので各項目の合計は総数と一致しない。

第10表 勤労収入額 (月額)

地域	生活費の入手手段が自己の勤労収入と答えたものの総数		5千円未満	1万円未満	2万円未満	3万円未満	3万円以上	不明
	実数	%						
総数	723	100	20%	40%	17%	3%	2%	18%
区部	114	100	11	37	23	5	3	21
市部	414	100	20	42	18	3	2	15
郡部	195	100	25	37	10	2	2	24

資料出所 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」(昭35年7月)

第11表 もとの夫から補助をうけているか（地域別）

地域別	総数	う け て い る					うけて いない	その他
	%	計	養育費 として	本人の 生活費 として	両方 かねね のとして	不明		
総 数	100	5	3	0	1	1	92	3
区 部	100	1	—	—	1	—	90	9
市 部	100	6	4	0	1	1	92	2
郡 部	100	4	2	1	0	1	92	4

資料出所 労働省婦人少年局「協議離婚の実態」（昭35年7月）

Ⅲ 民法（家族法）のうち、妻の地位に関係の深い条文

第739条（婚姻の届出）

- ① 婚姻は、戸籍法の定めるところによりこれを届け出ることによつて、その効力を生じる。
- ② 前項の届出は、当事者双方及び成年の証人二人以上から口頭又は署名した書面で、これをしなければならぬ。

第762条（特有財産、帰属不分明財産の夫婦共有の推定）

- ① 夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産はその特有財産とする。
- ② 夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、その共有に属するものと推定する。

第763条（協議上の離婚） 夫婦は、その協議で離婚をすることができる。

第900条（法定相続分） 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は左の規定に従う。

- 一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分は3分の2とし、配偶者の相続分は3分の1とする。
- 二 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は3分の2とし、兄弟姉妹の相続分は、3分の1とする。

IV 夫婦間の贈与税についてのメモ

1 贈与税についての法律（抜すい）

相続税法第1条の2（贈与税の納税義務者）

左に掲げる者は、この法律により贈与税を納める義務がある。

(1) 贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ）により財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの

(2) 贈与によりこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの

同法第21条の3（贈与税の非課税財産）

左に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

(1) 法人からの贈与により取得した財産

(2) 扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるために贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの

(3) 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者が法令で定めるものが贈与に因り、取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの

(4) 公職選挙法の適用を受ける選挙における公職の候補者が選挙運動に関し贈与に因り取得した金銭物品その他の財産上の利益で同法第189条（選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出）の規定による報告がなされたもの

同法第21条の4（贈与税の基礎控除）

贈与税については課税価格から40万円を控除する。

2 夫婦間贈与についての税制調査会の意向（新聞情報による）

(1) 贈与税、夫婦間は免除。（日経 39.5.22 一抜すい）

税制調査会は40年までに税制を改正する際の一課題として夫婦間の財産贈与に対する課税問題を取り上げることになった。この場合共働き世帯の財産の見方、専業主婦の評価など、わが国の家族主義のあり方ともからむ問題が浮かび上がってくるが、大蔵当局では「夫婦が共同生活にはいつてからの贈与税は今より合理的な徴税方法に改めたい」といつている。

贈与税は相続税の抜け道を防ぐ為に設けたもので財産の所有者が生存中にその相続人に対し財産を贈与したときにかける。

最近、夫婦で共働きをして財産を築いたがにまたまその名義が夫一人となつていた為、一部を妻の名義に書き換えようとするに贈与税がかかることが問題となつた。形式は別にして、実質的には夫だけの財産でなく、妻にも所有権があることを現行税制が認めないのは不合理というわけである。

(2) 夫婦間の贈与の免税

「時期尚早」が大勢（朝日 39.10.4 一抜すい）

税制調査会は3日、大蔵省で一般税制部会において夫婦間の贈与に課税している現在の税制について夫婦は財産を共有しているのだから、単なる名義変更に対して課税するのはおかしいという批判が出た。しかし民法の建前が夫と妻の財産を別扱いにしているし、夫の給与所得を妻と共同で得たものとしたのでは、所得税との関連で複雑な問題があるので、夫婦間の贈与を免税とするのは、時期尚早であるとする意見が大勢をしめた。

(3) 夫婦間の贈与税軽減

税制に特別を設けて検討（日経 40.2.27 一抜すい）

田中蔵相、大蔵省主税局長は26日の衆院大蔵委員会で

出席、横山利秋氏(社)の質問に対し夫婦間の贈与税の軽減について税制調査会に特別委員会を設けて検討すると答弁した。

夫婦間の贈与税に対しては年間40万円の非課税限度があるが、これを完全に免税するのは、民法の夫婦財産制との関連でむずかしい。

しかし夫が所得を得るには妻の働きもあるので相続税と見合ひ範囲で軽減措置について検討したい。現行の非課税限度以上でどこに控除ラインを置くか問題だが税制調査会に特別委員会を設けて検討したい。

V 国連関係資料

1. 婚姻の同意、最低年令および登録に関する条約

1962年11月7日国連総会採択

第1条

両当事者の完全で自由な同意のない婚姻はすべて法律上成立しないものとする。この同意は、当事者本人が、正式の公表ののち、結婚式を主宰する権限ある当局および法の定める証人の前で表明しなければならない。

本条第1節の規定にかかわらず、権限ある当局が、特殊事情を認め、かつ当事者の一方が権限ある当局の前で法の定める方式に従いすでに同意を表明し、これを撤回していないことを認められた場合は、その当事者は出頭を要しないものとする。

第2条

本条約の当事国は、婚姻の最低年令を定める立法措置をとらねばならない。この年令以下の者の婚姻はすべて法律上成立しないものとする。ただし、権限ある当局が夫婦になろうとする者の利益に従い、重大なる事由により年令について特別免除を認められた時はこの限りでない。

第3条

すべての婚姻は権限ある当局によって適当な公式の登録が行われねばならない。

(以上の条約条文中実質条項のみ)

2. 夫婦財産制に関する決議

経済社会理事会決議547/(XVII)

1954年7月12日 採択

経済社会理事会は

世界人権宣言に婚姻期間中および婚姻解消に際しての夫婦の権利の平等ということが謳われていることを考慮し、

多くの国における法定夫婦財産制が、あるいは婚姻期間中において共有財産や妻自身の財産に対する妻の権利を奪い、あるいは婚姻解消の際に、妻がその取得に直接間接に寄与した財産の分与に対する権利を奪っていることは、上記の原則と矛盾するものであると信じ、

各加盟国に対し、かかる差別的規定をその法律から排除するため必要なすべての手段をとることを勧告し、次のような夫婦財産制が望ましいことに注意を喚起する。すなわち、婚姻当時夫婦に属していた財産は別有とし、婚姻期間中に取得した財産は別有とするか、あるいは婚姻期間中に夫婦双方が取得した財産を共有とし、その共有財産は夫婦が共同で管理するものとする。また、婚姻解消に当っては、婚姻期間中に取得した財産は夫婦又はその相続人の間に平等に分配するものとする。

3. 私法上の婦人の地位に関する決議

経済社会理事会決議1965年7月16日採択

(1) 加盟国政府が、婚姻解消、婚姻取消および裁判別居に際しての男女間の権利の平等を確保するためにあらゆる可能な措置を講ずるよう、勧告する。

(2) 各国法制の特殊性を考慮に入れてこの平等を確保するために次の諸原則を勧告する。

(a) 和解のために利用しうる便宜を設けること。

(b) 離婚もしくは裁判別居は、権限ある司法当局によつてのみ許可され、また、法的に記録されるべきであること。

(c) 離婚、婚姻取消および裁判別居訴訟において夫婦は平等の権利を有し、同一の法定原因と法定抗弁が認められるべきこと。

(d) 当事者双方の同意が離婚原因となる国々においては、双

方の同意にもとづく離婚に際し、完全かつ自由な同意を表明もしくは撤回する各当事者の権利は、法により保証されねばならないこと。

(e) 子の監護に関する訴訟においては、子の利益を最優先的に考慮すべきこと。

(f) 離婚、婚姻取消、裁判別居または死亡による婚姻解消はその結果として男女の法的地位及び能力の不平等をもたらしてはならないこと。

(以上、実質条項のみ)

4. 家族法上の婦人の地位に関するアジア地域国連セミナーにおける討議の結論

1962年5月東京において開催

1. 婚姻の命令、同意、形式について

この議題の討論を通して、セミナー参加者全員の間で次の点について意見の一致がみられた。すなわち、男女ともに結婚の最低年齢が定められているべきであること。最低年齢は15才以下であってはならず、できればこれ以上とすべきこと。

さらに、結婚所当事者の自由な同意が結婚に欠くべからざる条件であるということにも意見が一致した。結婚当事者が未成年の場合は、父母が同じ権威をもった上でその両親の同意を必要とすることがのぞましい。当事者が成年に達している場合は、第三者の同意なしに結婚する自由を与えるべきであると考えられた。

登録については、登録は結婚の形式あるいは結婚の証拠として極めて望ましく、登録は義務制とすべきであるということに参加者の意見が一致した。

婚姻の同意、最低年齢および登録に関する国連条約案に対する全幅の支持が表明された。

2. 婦人の法的地位に及ぼす婚姻の効果について

イ. 個人的権利

討議をとおし次の諸点について一般的意見の一致がみられた。妻は婚姻後における姓名の選択の自由を法律によって認められるべきであること。1955年8月3日の経済社会理事会決議 587D (XX) III にしたがひ、住所 (domicile) の選択に關し妻は夫と同等の権利をもつべきであること。居所 (residence) の選択について妻は夫と同等の権利をもつべきであること。結婚婦人の国籍に關する国連条約の規定にしたがひ、妻の国籍は他国人との結婚によつて自動的に影響されるべきでないこと。妻は契約、訴訟、弁護、及び移転の自由について平等の権利をもちべきであること。妻は、政治的權利に關する国連条約の謳う諸權利、とくに公職への機会の平等に対する權利を保持しかつ行使すべきであること。

セミナーはまた、回教徒の国や地域で行なわれている一夫多妻婚は、これが最終的に除去されるに至るまでは少なくとも厳重に管理に付すべきであるといふことに同意した。また、吾輩が法律上の問題となる国においては、これは男女に対し平等に適用されるべきであるといふことに同意した。

ロ. 財産権

討議によつて、国々の夫婦財産制にかなりの相違があること、またそれらを統一したり優劣を云々することは不可能であらうといふことがみられた。

しかし、婚姻中における財産の所有管理および処分に關して夫婦の平等の原則と婚姻解消に際しての財産分与の原則を完全に適用すべきことについて、参加者の間に一般的意見の一致があつた。

結婚解消に際しての財産分割に關する勸告の派を除いて、

経済社会理事会決議 5471 (XVII) への一般的に支持もみられた。

最後に、参加者は、少なくとも結婚家庭に対する夫との共同の權利を妻に与えることによつて、経済的独立をもたせし妻の立場を保護することがのぞましいといふことに同意した。

3. 婚姻の解消、取消及び裁判別居

この議題項目の審議をとおして一般的に意見の一致があつたのは、次の諸点である。すなわち、家族の安定は維持されねばならないが、しかし結婚生活が事実上破たんを來した場合、結婚生活を打ち切る方法を見いだすことが必要であること。そしてその方法が離婚である場合には、社会の利益と子供たちや当事者自身の利益を考慮に入れねばならないこと。相互の了解のもとに離婚となる場合は、両当事者の完全で自由な同意がえられねばならないこと。両当事者は裁判所に対し離婚の申立をする權利を平等にもたねばならないが、回教徒法では妻には夫と平等の權利が与えられていない。このような国では夫のもつ離婚の權利は厳重に管理すべきであること。両当事者は裁判別居の申立について平等の權利をもたねばならないこと。離婚や裁判別居の命令が下され、あるいは登録がおこなわれるに先立って、調停の試みがなされるべきであること。裁判所は子の利益をいづれに考慮し、子の監護と扶養について命令を下すべきであること。妻とその婚姻による子に対して扶養料が支払われるより措置が講じられねばならないこと。婚姻取消の場合は、当事者間の子はいかなる場合も嫡出とみとめられるべきであること。

4. 親権 (略)

5. 未婚婦人の法的地位 (略)

6. 婦人の相続権

一般的意見の一致をみたのは次の諸点である。すなわち

男女平等の原則が相続法において具現されるべきであること、生存配偶者は死亡配偶者の財産に対して相続分をもつべきであること、婦人の元々相続分は本人の絶対的財産であり、本人が完全な管理権をもつべきであること、遺言による処分が自由である場合、故人の未亡人と子供が遺言によって生活の手段を奪われたときは、裁判所に申立ててしめるべき処置を請求することができなければならないこと。

7. 家族法上の婦人の地位に影響を与える社会的要因

セミナーは次のことに同意した。すなわち、婦人は地位の完全平等の前提である経済的平等をうることが絶対に必要なこと、教育は根本的に重要であり、文盲撲滅計画および職業訓練計画に特に重点がおかれなければならないこと、婦人民間団体の事業は婦人の地位向上にきわめて重要であること（但し浮上りの危険が指摘された）、婦人局のような政府機関を設立することがのぞましいこと、社会サービス、とくに働く婦人の子供のために託児所を設ける等の事業は重要であること、国際的段階での協力が促進されるべきであり、国際連合の、とくに婦人の地位平等会の役割が強調されなければならないこと、道徳的、精神的価値があらゆる進歩の土台であること。